

WHO たばこ規制枠組条約に基づく全面禁煙の政策的根拠と必要性

望月 友美子

国立がん研究センター がん対策情報センター たばこ政策研究部長
「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター長

2005 年に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO たばこ規制枠組条約）」は、地球規模で拡大するたばこの流行による被害から現世代と次世代を守るため、将来にわたってたばこの消費を減らしていこうという国際戦略である。2004 年に批准した我が国は、174 の国と地域から成る締約国会議の一員として最も多額の拠出金を出しているのみならず、条約に規定された数々の条項を履行する国際的な義務を負っている。

昨年我が国で実施されたたばこ増税（条約第 6 条）は、国として初めて需要抑制による健康便益を目的としたが、たばこの煙への曝露からの保護（同第 8 条）も需要抑制策であり、条約においては、あらゆる人をたばこの煙への曝露から守る「ユニバーサルプロテクション」という概念が根底に流れている。しかし、このことが我が国では浸透していないため、喫煙者と非喫煙者の対立の構図、もしくは、雇用者と被雇用者、さらには、事業主と顧客、という対立軸が設定されてしまった（たばこ産業による意図的な操作であれ）。その結果、それぞれの利害が拮抗して調整がつかないまま、解決策としては除外規定を設けるか、いわゆる「分煙」の考え方を踏襲することにより、健康や経済に対してはむしろ負荷や格差を生じることになっている。

この第 8 条については、科学的根拠と各国の成功事例をベースに、履行のためのガイドラインが策定され（別添資料参照）、たばこの煙の定義（目に見える煙だけではなく、目に見えないガス状成分のものも含む）を厳密に行い、屋内公共空間においては、例外のない全面禁煙のみが科学的にも技術的にも財政的にも支持されることが示されている。国際的には、たばこの煙への曝露に関するいかなる基準値も存在せず、閾値のない発がん物質との扱い（屋内公共空間の全面禁煙化の根拠）、さらに閾値のない有害大気汚染物質としての扱い（屋外や集合住宅の禁煙化の根拠）がされている。

本稿では、第 8 条ガイドラインに沿って、我が国の受動喫煙対策について、国や地方レベルの個々の施策について評価を試み、いかなる研究や活動によって現状を乗り越えられるか、具体的な問題提起を行うとともに、たばこ産業による政策干渉の排除の重要性についても私見を述べたい。